

(二) 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）

である労働者の募集及び採用を行うとき、又は特定の年齢層の労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢層の労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢層の労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）

(二) 事業主は、法第十条に基づいて行う労働者の募集及び採用に当たっては、事業主が当該募集及び採用に係る職務に適合する労働者を雇い入れ、かつ、労働者がその年齢にかかわらず、その有する能力を有効に発揮することができる職業を選択することを容易にするため、当該募集及び採用に係る職務の内容、当該職務の遂行に必要な労働者の適性、能力、経歴、技能の程度等をできる限り明示するものとする。

四 国と地方公共団体との連携

(一) 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に

実施されるように努めるものとする。

- (二) 厚生労働大臣は、毎年度、(一)の方針の策定の指針を定めるものとする。

五 その他

- (一) 外国人の雇用状況の届出等に係る厚生労働大臣の権限を都道府県労働局長等に委任すること。
- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 地域雇用開発促進法施行規則の一部改正

一 雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域の要件

- (一) 雇用開発促進地域の雇用情勢に係る要件は、次のいずれにも該当するものとする。

イ 最近三年間の地域の労働力人口に対する地域求職者数の割合の月平均値が、当該期間における全国労働力人口に対する求職者数の割合の月平均値以上であること。

ロ 最近三年間及び最近一年間の地域求職者数に対するその地域内に所在する事業所の求人数の比率（以下「地域求人倍率」という。）の月平均値が、それぞれ当該期間の全国の求職者数に対する求人数の比率（以下「全国求人倍率」という。）の月平均値に三分の二を乗じて得た率（当該率が一

を超える場合にあつては、一）以下であること。

ただし、最近三年間及び最近一年間の地域求人倍率の月平均値が共に〇・五以下である地域については、イ中「月平均値以上」とあるのは、「月平均値に三分の二を乗じて得た割合以上」とすること。

- (二) 自発雇用創造地域の雇用情勢に係る要件は、最近三年間及び最近一年間の地域求人倍率の月平均値が、それぞれ当該期間の全国求人倍率の月平均値（当該値が一を超える場合にあつては、一）以下であることとする。

二 同意雇用開発促進地域における支援措置

- (一) 同意雇用開発促進地域において支援の対象となる事業主は、次に掲げる事業主とすること。

イ 同意雇用開発促進地域に事業所を設置整備して当該同意雇用開発促進地域に居住する求職者を雇い入れる事業主

ロ 雇入れ、出向等の契約により同意雇用開発促進地域に所在する事業所に高度の技能、知識を有する者を受け入れ、かつ、当該同意雇用開発促進地域に居住する求職者を雇い入れる事業主

ハ 同意雇用開発促進地域に設置整備する事業所に雇い入れられる当該同意雇用開発促進地域に居住

する求職者（当該同意雇用開発促進地域に居住する内定者を含む。）について、職業に必要な技能、知識を習得させるための教育訓練の実施等の措置を講ずる事業主

(二) 次に掲げる事業主に対しては、特別の措置を講ずるものとする。

イ (一)イに掲げる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの

(イ) 事業所の設置整備に伴い、相当数の求職者を雇い入れるものであること。

(ロ) 事業の実施に伴う雇用機会の増大の効果が継続し、かつ、当該事業が当該同意雇用開発促進地域に対して適切な地域雇用開発の効果を及ぼすと認められること。

ロ (一)イに掲げる事業主であつて、当該事業主の事業所が次のいずれにも該当し、かつ、当該事業所の設置整備に伴い雇い入れた求職者の数等に照らして、当該事業主の行う事業が、当該同意雇用開発促進地域の地域雇用開発に資すると認められるもの

(イ) 同意自発雇用創造地域に所在すること。

(ロ) 当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業を行うものであること。

ハ (一)ロに掲げる事業主であつて、当該事業主の事業所がロ(イ)及びロ(ロ)のいずれにも該当するもの